地域計画区域外の場合

農用地利用集積等促進計画作業スケジュール　フロー図

令和5年4月1日
法改正施行後

農業委員会

- 促進計画の作成を農地中間管理機構に要請（機構法18-6-11）
- 情報・スケジュールの共有
- 農地台帳との照会
  - ・所有者の確認
  - ・貸借関係の確認
  - ・経営移譲している農地
  - ・一括贈与、相続税猶予など
- 農地台帳の更新

連携・調整

市町・市町公社

- ・機構の要請に基づき促進計画案の作成開始
- ・スケジュール表を県公社に送信
  ・スケジュールの確定
- ・促進計画案作成
  ・様式5-2に入力
  ・情報確認
- ・システムへ取り込み
  ・帳票出力
  ・添付書類の作成
  ・申請者押印
- ・促進計画案を県公社に送付（5月１０日まで）
  ・様式5-2のデータ送信
- ・情報の共有

連携・調整

県公社

- 市町に対し促進計画案の作成を求めることができる（機構法19-2）
- 市町とスケジュール協議
- ・促進計画案の確認・整理
  ・利害関係人の意見聴取（県公社ホームページで縦覧）（機構法18-1から18-4）
  ・促進計画案の決定
  ・知事認可申請（5月末まで）
- ・促進計画の決定通知を作成し、出し手・受け手・業務委託機関へ送付（6月上旬）

借受・転貸同時
または借受のみ
転貸のみ
いずれも同じ促進計画の
フローで可能

県

例）６月１０日～始期の場合

機構が管理中の農地を再転貸する場合等、県公社との事前調整を要する時は、市町・市町公社から事前に原案データを県公社に送信して確認する。

- ・計画の内容および利害関係人意見の概要を審査
- ・知事の認可・公告（6月上旬）
- ・農業委員会への通知

機構法18-6
機構法18-7

地域計画区域内の場合

農用地利用集積等促進計画作業スケジュール　フロー図

令和5年4月1日
法改正施行後

農業委員会

- 所有者の確認
- 貸借関係の確認
- 経営移譲している農地
- 一括贈与、相続税猶予など

情報・スケジュールの共有

農地台帳との照会

4月末～5月上旬
総会

・促進計画の審議
・意見書の提出

機構法19-3

農地台帳の更新

連携・調整

市町・市町公社

・地域計画に基づき促進計画案の作成開始

・スケジュール表を県公社に送信
・スケジュールの確定

・促進計画案作成
・様式5-2に入力
・情報確認

・農業委員会へ審議依頼

4月中旬

・システムへ取り込み
・帳票出力
・添付書類の作成
・申請者押印

・促進計画案と農業委員会の意見書の写しその他添付書類を県公社に送付
・様式5-2のデータを送信

5月１０日まで

情報の共有

連携・調整

県公社

市町に対し促進計画案の作成を求めることができる

機構法19-2

市町とスケジュール協議

・促進計画案の確認・整理
・促進計画の決定
・知事認可申請

機構法18-1から18-4

5月末まで

・促進計画の決定通知を作成し、出し手・受け手・業務委託機関へ送付

6月上旬

借受・転貸同時
または借受のみ
転貸のみ
いずれも同じ促進計画の
フローで可能

県

例）６月１０日～始期の場合

機構が管理中の農地を再転貸する場合等、県公社との事前調整を要する時は、市町・市町公社から事前に原案データを県公社に送信して確認する。

・計画の内容を審査
・知事の認可・公告
・農業委員会への通知

6月上旬

機構法18-6
機構法18-7

集積計画（一括方式）作業スケジュール　フロー図

令和５年４月1日
法改正施行後

令和６年度末までの経過措置期間に作成可能

農業委員会

・所有者の確認
・貸借関係の確認
・経営移譲している農地
・一括贈与、相続税猶予など

情報・スケジュールの共有

農地台帳との照会

5月末から6月初旬

・集積計画（一括方式）の審議・決定

市町・市町公社

・地域内での協議に基づき集積計画一括方式案の作成開始

・スケジュール表を県公社に送信

・スケジュールの確定

・集積計画（一括方式）案作成
・様式5-2に入力
・情報確認

・システムへ取り込み
・帳票出力
・添付書類の作成
・申請者押印

4月１０日まで

・集積計画（一括方式）案を県公社に送付
・様式5-2のデータ送信

・農業委員会へ審議依頼

5月中旬

6月上旬

・集積計画（一括方式）の市町長公告

・出し手・受け手・県公社への決定通知

県公社

市町とスケジュール協議

4月下旬まで

・集積計画（一括方式）案の確認・整理
・利害関係人の意見聴取
（県公社ホームページで縦覧）

・知事の同意を受け
理事長決裁による機構借受決定

5月上旬まで

6月上旬

・集積計画（一括方式）決定通知の確認

県

例）６月１０日～始期の場合

5月上旬まで

・計画の内容および利害関係人の意見の概要を審査

・計画への知事の同意

ノート

（修正点1/19）

- **地域計画区域外の場合**
- →農委の要請に基づいて促進計画を作成する場合、その後の農委への意見審議は不要（機構法18-11）なので、意見審議部分を削除しました。
- **地域計画区域内の場合**
- →定めようとする促進計画の内容が当該地域計画の達成に資するかどうかについて当該地域計画を定めた市町の意見を聞かなければならない（機構法18-3）ので、促進計画に併せて「市町の意見」を県公社に送付する旨を追加しました。

（修正点1/20）

- **地域計画区域内の場合**
- →「『市町の意見』を県公社に送付する」との記載を『農業委員会の意見書の写し』を県公社に送付する」に訂正しました。
- →機構法19-2に基づき市町に農用地利用集積等促進計画の案を作成し、機構に提出するように求める場合、機構が定めようとする促進計画の内容が市町が提出した促進計画案の内容と一致するものであるときは機構法18-3の規定による市町の意見の聴取及び機構法18-6の規定による協議を要しないとあります。原則的に市町と機構は連絡調整しながら計画を一致させることになるため、「市町の意見」は不要とできると考えられます。
- →同様に、機構が定めようとする促進計画の内容が市町が提出した促進計画案の内容と一致するものであるときは農業委員会の意見の聴取も要しないとされていますが、いずれの場合でも農業委員会に地域の情報や台帳情報との整合性を確認してもらうべきと考えられるため、市町は促進計画案を毎回農業委員会へ諮り、意見書を提出してもらうフローを記載しました。

（修正点3/3）

- **地域計画区域外の場合**
- **地域計画区域内の場合**

→「機構が管理中の農地を再転貸する場合等、県公社との事前調整を要する時は、市町・市町公社から事前に原案データを県公社に送信して確認する」の文言を追加しました。受け手の解約・再設定の場合は機構の契約データとの整合、賃料の調整が必要となるため、念のため起案前に市町・市町公社からの事前確認をお願いいたします。